

税額控除

項目	控除額						
調整控除	<p>所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増加を調整するため、個人県民税所得割額から次の額を控除します。</p> <table border="1" data-bbox="400 416 1347 786"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 416 699 477">合計課税所得金額</th> <th data-bbox="699 416 1347 477">調整控除の額（個人県民税所得割）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 477 699 629">200万円以下</td> <td data-bbox="699 477 1347 629"> イとロのいずれか小さい額の2% イ 人的控除額の差の合計額 ロ 個人住民税の課税所得金額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 629 699 786">200万円超</td> <td data-bbox="699 629 1347 786"> {人的控除の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)}の2% ※この額が1,000円未満の場合は、1,000円 </td> </tr> </tbody> </table>	合計課税所得金額	調整控除の額（個人県民税所得割）	200万円以下	イとロのいずれか小さい額の2% イ 人的控除額の差の合計額 ロ 個人住民税の課税所得金額	200万円超	{人的控除の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)}の2% ※この額が1,000円未満の場合は、1,000円
合計課税所得金額	調整控除の額（個人県民税所得割）						
200万円以下	イとロのいずれか小さい額の2% イ 人的控除額の差の合計額 ロ 個人住民税の課税所得金額						
200万円超	{人的控除の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)}の2% ※この額が1,000円未満の場合は、1,000円						
配当控除	株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。						
外国税額控除	外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。						
配当割額・株式等譲渡所得割額控除	配当割 又は 株式等譲渡所得割が特別徴収された配当所得等について、個人住民税の申告書（所得税の確定申告書を含む。）を提出した場合は、当該配当割額 又は 株式等譲渡所得割額が控除されます。						
寄附金税額控除	<p>次の①と②の合計額が税額控除されます。 （寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額は、総所得金額等の30%が限度）</p> <table border="1" data-bbox="400 1274 1347 2007"> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1274 1347 1727"> ① 以下ア、イ又はウの寄附金 $\{(\text{寄附金の合計額}) - 2,000\text{円}\} \times 4\%$ ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 イ 和歌山県共同募金会 又は 日本赤十字社和歌山県支部に対する寄附金 ※総務大臣が定めたもの 又は 当該寄附金の募集について総務大臣の承認を受けたものに限ります。 ウ 所得税の寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち県条例で指定したもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1727 1347 2007"> ② 都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 $\{(\text{寄附金の合計額}) - 2,000\text{円}\} \times \{90\% - (\text{所得税の限界税率}) \times 1.021\} \times 2/5$ ※ ②の額については、個人県民税所得割の額の20%が限度 ※ 令和元年6月1日以後に支出する寄附金については、総務大臣の指定を受けた地方団体への寄附金のみが対象 </td> </tr> </tbody> </table>	① 以下ア、イ又はウの寄附金 $\{(\text{寄附金の合計額}) - 2,000\text{円}\} \times 4\%$ ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 イ 和歌山県共同募金会 又は 日本赤十字社和歌山県支部に対する寄附金 ※総務大臣が定めたもの 又は 当該寄附金の募集について総務大臣の承認を受けたものに限ります。 ウ 所得税の寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち県条例で指定したもの	② 都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 $\{(\text{寄附金の合計額}) - 2,000\text{円}\} \times \{90\% - (\text{所得税の限界税率}) \times 1.021\} \times 2/5$ ※ ②の額については、個人県民税所得割の額の20%が限度 ※ 令和元年6月1日以後に支出する寄附金については、総務大臣の指定を受けた地方団体への寄附金のみが対象				
① 以下ア、イ又はウの寄附金 $\{(\text{寄附金の合計額}) - 2,000\text{円}\} \times 4\%$ ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 イ 和歌山県共同募金会 又は 日本赤十字社和歌山県支部に対する寄附金 ※総務大臣が定めたもの 又は 当該寄附金の募集について総務大臣の承認を受けたものに限ります。 ウ 所得税の寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち県条例で指定したもの							
② 都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 $\{(\text{寄附金の合計額}) - 2,000\text{円}\} \times \{90\% - (\text{所得税の限界税率}) \times 1.021\} \times 2/5$ ※ ②の額については、個人県民税所得割の額の20%が限度 ※ 令和元年6月1日以後に支出する寄附金については、総務大臣の指定を受けた地方団体への寄附金のみが対象							

住宅ローン控除
(住宅借入金等特別税額
控除)

平成11年から平成18年末まで、又は平成21年から令和7年12月末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、次の表の金額を限度に、翌年度の住民税(所得割)から控除されます。

居住年	～平成 26 年 3 月末	平成 26 年 4 月～ 令和 3 年 12 月	令和 4 年 1 月～ 令和 7 年 12 月
控除限度額 (県民税)	所得税の課税 総所得金額等 の 2% (最高 3.9 万円)	所得税の課税総 所得金額等の 2.8% (最高 5.46 万円)	所得税の課税総 所得金額等の 2% (最高 3.9 万 円)
控除限度額 (市長村民税)	所得税の課税 総所得金額等 の 3% (最高 5.85 万円)	所得税の課税総 所得金額等の 4.2% (最高 8.19 万円)	所得税の課税総 所得金額等の 3% (最高 5.85 万 円)
控除限度額 (県民税・市長村 民税との合計)	所得税の課税 総所得金額等 の 5% (最高 9.75 万円)	所得税の課税総 所得金額等の 7% (最高 13.65 万円)	所得税の課税総 所得金額等の 5% (最高 9.75 万 円)

※所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11年目～13年目）において、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除されます。